

鑑賞・観戦補助申請書

教弘担当者名
担当

下記のとおり申請します。また、「個人情報の取扱いについて」の事項を確認し了承しました。

申請日 令和 年 月 日

フリガナ	
氏名 (生年月日・年齢)	(昭和・平成 年 月 日 年齢 歳)
住所 (TEL)	〒 (- -)

教弘会員・友の会会員 区分 (該当の□欄に✓をご記入ください。)

<input type="checkbox"/> 教弘会員(教弘保険に5口以上ご加入されている現職会員 (再任用は含みません。))。 (教弘保険に5口以上ご加入されている60歳(60歳となる年度末)までの早期退職会員。) 勤務先 (現職者のみご記入ください。) :
<input type="checkbox"/> 友の会会員 (教弘保険に5口以上ご加入されている60歳(61歳となる年度)から80歳までの退職会員(再任用を含みます。))。

鑑賞・観戦の概要

(該当する□欄に✓をつけ、鑑賞・観戦日とチケットの合計金額をご記入ください。)

<input type="checkbox"/> 群馬交響楽団	月 日	月 日
<input type="checkbox"/> ザスパクサツ群馬	月 日	月 日
<input type="checkbox"/> 群馬ダイヤモンドペガサス	月 日	月 日
<input type="checkbox"/> 群馬クレインサンダーズ	月 日	月 日
チケッ ト 合 計 金 額	円	

- 日本国内で開催される上記の演奏会や試合等(令和4年4月～令和5年2月開催)が対象です。
- チケットの半券(鑑賞・観戦日 (又はシーズン)、金額の分かるもの)を申請書の裏に貼付又は同封して群馬支部まで提出してください。(電子チケット等についても鑑賞・観戦日 (又はシーズン)、金額の分かる画面を印刷したものを添付)
- 申請期間は、令和4年5月2日(月)～令和5年3月10日(金)です。
- 半券は複数枚でも可能ですが、チケット合計金額に対して上限3,000円までを助成します。提出された申請書を概ね1～2か月ごとに集約し、保険料の振替口座にお振込みします。保険料振替口座へのお振込みでは不都合な方は、群馬支部事務局までご連絡ください。
- 申請は年度内1回限りです。

『個人情報の取扱いについて』

1. 鑑賞・観戦補助申請書で提供いただきました個人情報は福祉事業の運営推進のためのみに利用します。
2. 個人情報の取り扱いについては、当会ホームページ(<https://www.nikkyoko.or.jp>)をご覧ください。
3. お問合せ等は、群馬支部事務局へお願いします。

教弘保険の加入状況			
加入年月日	証券番号	口数	保険料月額
・ ・	号	口	円
・ ・	号	口	円

給付裁定	支部長	事務局長